

町税の納付方法の拡充について

令和5年4月から新たに納付書に印刷される地方税統一QRコード*を利用して、納付書裏面に記載されている金融機関に加え、全国の地方税統一QRコード対応金融機関で納付可能となるほか、スマートフォンやパソコンを使って「地方税お支払いサイト」により、利用可能となる納付方法が拡充されますのでご活用ください。なお、コンビニエンスストアでのお支払いも、今まで通りご利用になれます。

*地方税統一QRコード：地方公共団体が納付書に印刷する全国统一の二次元コードのことです。



●対象税目

軽自動車税（種別割）、固定資産税、町県民税（普通徴収）、国民健康保険税（普通徴収）

●新たに利用可能となる納付方法 ※「地方税お支払サイト」を利用した納付となります。

- ▶インターネットバンキング
- ▶各種スマートフォン決済アプリ
- ▶クレジットカード納付（※別途手数料がかかります）

※納付書に「eLマーク」があれば、地方税お支払いサイトやスマホ決済アプリ等が利用できます。

●納付書の利用方法

【金融機関をご利用の場合】

窓口へ直接お持ちください。町指定金融機関以外の地方税統一QRコード対応金融機関でも納付することができます。※地方税統一QRコード対応金融機関は右記QRコードからご確認ください。



対応金融機関

【「地方税お支払サイト」をご利用の場合】

地方税統一QRコード付きの納付書を手元に用意し、QRコードを読み取っていただくか、eL番号を入力してください。なお、QRコードに対応した金融機関やスマートフォン決済アプリ等は変更になる場合があります。最新の情報は地方税お支払サイトをご確認ください。



地方税
お支払HP

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

【お問い合わせ】役場税務課 ☎ 0884-77-3615



国民年金保険料がスマートフォンアプリで納付できるようになりました

国民年金保険料について、令和5年2月20日から現金、口座振替、クレジットカード、Pay-easy等による納付に加え、**新たにスマートフォンアプリを使用した電子（キャッシュレス）決済での納付が利用できるようになりました。**

●ご利用に必要なもの

- ① 納付書 ② スマートフォン ③ 決済アプリ

「領収（納付受託）済通知書」（納付書）のバーコードを、決済アプリで読み取ることによって、電子（キャッシュレス）決済できます。



留意点

バーコードが印字されない納付書（30万円を超える金額の納付書及び延滞金納付書）は決済アプリに対応していません。

対象の決済アプリ

- au PAY
- d払い®
- PayB（※）
- PayPay



※金融機関等が提供するアプリを含む。詳細は、PayBのホームページ（<https://payb.jp/finance/>）をご覧ください。

国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不測の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

経済的な理由等で保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」がありますので、お住まいの町村役場の国民年金担当窓口でお早めに手続きをお願いします。

産前産後期間の国民年金保険料が免除になります

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除になり、出産予定日の6か月前から手続きができます。

お住まいの町村役場の国民年金担当窓口でお早めに手続きをお願いします。

会社を退職したときは年金の切替え手続きが必要です

20歳以上60歳未満の方が会社を退職され、農業者、自営業者、学生、フリーター、無職等になった場合には、国民年金第1号被保険者（又は第3号被保険者）への切替え手続きが必要です。

お住まいの町村役場の国民年金担当窓口でお早めに手続きをお願いします。

令和5年度の学生納付特例申請書（ターンアラウンド様式）の送付について

令和4年度に学生納付特例制度により保険料納付を猶予されている方で、引き続き令和5年度も在学予定の方に、「国民年金保険料学生納付特例申請書」（ターンアラウンド様式）を令和5年4月3日（月）にお送りします。

申請書はハガキ形式になっており、必要事項を記入してポストに投函することで、令和5年度の学生納付特例を申請することができます。この場合、在学証明書または学生証の写しを添付する必要はありません。

ただし、在学している学校等に変更がある方については、このハガキで申請することはできませんので、通常の申請書に在学証明書等を添付して申請することになります。

なお、マイナポータルを開設されている方で「ねんきんネット」と連携済の方には、令和5年4月1日（土）に日本年金機構からマイナポータルにお知らせをお送りします。学生納付特例を希望される場合、「お知らせ詳細」の画面にある「申請」ボタンから簡単に学生納付特例を申請することができます。



日本年金機構
HP

【国民年金のご相談・お手続きについて】
日本年金機構 徳島南年金事務所 ☎ 088-652-3114